(三)　被配分当期対象租税額について、その対象となる金額の範囲に準管会社等に該当する構成会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する他の構成会社等の一定の配分可能当期対象租税額を加える。（法人税法施行令第一五五条の三五関係）

12

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について、次のとおり定めることとした。（法人税法施行令第一五五条の五九、第一五五条の六〇及び第二〇七条関係）

(一)　国際最低課税残余額

国際最低課税残余額の計算における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに内国法人の従業員等の数の占める割合及び特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに内国法人の有形資産の額の占める割合の計算等の細目を定める。

(二)　適用免除基準

国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準について、その対象となる対象会計年度の細目を定める。

13

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、次のとおり定めることとした。

(一)　国内調整後対象租税額

国内調整後対象租税額について、一定の被配分当期対象租税額をないものとして計算した場合における調整後対象租税額とする等、その計算の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の六一及び第一五五条の七〇関係）

(二)　当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合

当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の六二及び第一五五条の七一関係）

(三)　繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額

繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額について、過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額とする等、繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の六三及び第一五五条の七二関係）

(四)　再計算グループ国内最低課税額

再計算グループ国内最低課税額について、過去対象会計年度に係る再計算当期グループ国内最低課税額から当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額を控除した残額とする等、再計算グループ国内最低課税額の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の六四、第一五五条の六五及び第一五五条の七三関係）

(五)　過去帰属割合

過去帰属割合について、再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の六六及び第一五五条の七四関係）

(六)　未分配所得国内最低課税額

未分配所得国内最低課税額について、対象各種投資会社等の各対象株主等に係る株主等別未分配額の合計額とする。（法人税法施行令第一五五条の六七及び第一五五条の七五関係）

(七)　国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合

国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする。（法人税法施行令第一五五条の六八及び第一五五条の七六関係）

(八)　各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例

我が国を所在地国とする構成会社等が各種投資会社等に該当する場合の国内実効税率及び国内最低課税額の計算方法を定める。（法人税法施行令第一五五条の七八関係）

(九)　収入金額等に関する適用免除基準

収入金額等に関する適用免除基準について、収入金額の平均額及び利益又は損失の額の平均額の計算等の細目を定めるほか、連結除外構成会社等に関する適用免除基準の適用に係る細目を定める。（法人税法施行令第一五五条の七九及び第一五五条の八〇関係）

14

グループ国内最低課税額報告事項等の細目、その提供義務が免除される場合の細目等を定めることとした。（法人税法施行令第二一四条関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三二号）の一部改正関係

返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第九条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（財務省）

1　国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に関する電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定めることとした。（第一三条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（財務省）

1　物納の許可限度額は、延納の許可限度額から延納による納付可能額を控除した額に延納期間が終了した日以後における三月分に相当する生活費と当面必要な運転資金の額とを合計した額を合算した額とすることとした。（第一七条及び第二五条の七関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇登録免許税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（財務省）

1　登録免許税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二六条関係）

2　この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（財務省）

1　対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為の範囲に、放送法に規定する配信で法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加えることとした。（第二条関係）

2　消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等を加えることとした。（第一四条の三関係）

3　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（第一八条～第一八条の五関係）

(一)　免税購入対象者が輸出物品販売場で免税対象物品を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。

(1)　船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出物品販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書等を輸出物品販売場を経営する事業者に提示することとする。

(2)　消耗品を購入する場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(3)　免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(4)　基地内輸出物品販売場に係る免税購入手続の方法を廃止する。

(二)　免税対象物品の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が保存することとされている購入記録情報及び税関確認情報の保存期間等を定める。